

## 史跡仙台城跡整備基本計画における構成の変更について

## ○第7章における構成の変更について

## ①7章内における各節の並び順の変更

史跡の保存や調査に関する内容を前段に移動し、以下「修景」と関連するものを7-5から7-9まで順番に配置

## ②「7-9 関連歴史資産との連携に関する計画」の要素を「7-10 公開・活用」に統合

仙台城跡の「公開・活用」の中に「関連歴史資産との連携」を含め、一体的な活用とすることを強調

第7章 整備基本計画	第7章 整備基本計画
7-1 全体計画および地区区分計画	7-1 全体計画および地区区分計画
7-2 修景に関する計画	7-2 遺構保存・修復に関する計画
7-3 遺構保存・修復に関する計画	7-3 調査等に関する計画
7-4 遺構表現に関する計画	7-4 修景に関する計画
7-5 動線計画	7-5 遺構表現に関する計画
7-6 案内・解説施設に関する計画	7-6 動線計画
7-7 便益施設に関する計画	7-7 案内・解説施設に関する計画
7-8 地形造成に関する計画	7-8 便益施設に関する計画
7-9 関連歴史資産との連携に関する計画	7-9 地形造成に関する計画
7-10 調査等に関する計画	7-10 公開・活用に関する計画 (7-9の要素を統合)
7-11 公開・活用に関する計画	7-11 管理・運営に関する計画
7-12 管理・運営に関する計画	

## ○植生管理・修景・景観・眺望の言葉の整理について

植生管理は使用せず、修景という文言で整理します。景観・眺望・修景の意味は以下の通りとします。

**景観** ⇒ 史跡内の様々な要素を含んだ環境の様子。

**眺望** ⇒ 城内から市街地や周辺の歴史資産が望める様子。城外から仙台城跡を眺める様子。

**修景** ⇒ 景観を整える。仙台城跡の景観を形成する様々な要素について景観を意識して整備する。史跡整備全体に関わるもの。()付で修景の内容について示す。

例…修景(植生)

